

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年2月21日

奈良県公安委員会

委員長 植野康夫

## 奈良県公安委員会規則第1号

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則

奈良県警察組織規則（昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

「警務課

第2条中「8課」を「10課」に、「警務課」を 総合企画課 に改める。

留置管理課」

第5条第2号中「警察運営の総合的調整」を「職員の採用」に改め、同条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第9号までを2号ずつ繰り上げ、第10号を削り、第11号を第8号とし、同条の次に次の二条を加える。

（総合企画課）

**第5条の2** 総合企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警察運営の総合調整に関すること。
- (2) 警察行政の調査、研究及び企画に関すること。
- (3) 組織に関すること。
- (4) 勤務制度に関すること。
- (5) 法規及び重要文書の審査に関すること。
- (6) 法令集等の編集に関すること。

（留置管理課）

**第5条の3** 留置管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 留置施設の管理に関すること。
- (2) 被留置者の処遇に関すること。
- (3) 留置施設に関する調査、研究、指導及び企画に関すること。
- (4) 被留置者の護送に関すること。

第10条中「5課」を「6課」に、「生活安全企画課」を 「生活安全企画課  
子供・女性・高齢者安全

に改める。

対策課」

第11条第1号中「企画」を「指導及び企画」に改め、同条第3号中「犯罪の予防一般」を「犯罪抑止総合対策」に改め、同条中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号及び第13号を削り、第14号を第11号とし、第15号を第12号とし、同条の次に次の一条を加える。

(子供・女性・高齢者安全対策課)

**第11条の2** 子供・女性・高齢者安全対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 子供及び女性を対象とする性犯罪等の前兆事案に係る情報分析及び先制・予防対策に関すること。
- (2) 酩酊者、行方不明者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。
- (3) 高齢者・障害者虐待に関すること（犯罪の取締りに係るものを除く。）。
- (4) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の施行に関すること。
- (5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関すること。

別表第1 警務課留置管理室の項を削り、同表生活安全企画課犯罪抑止対策室の項中「第11号及び第14号」を「第10号及び第11号」に改め、同表生活安全企画課子ども・女性安全対策室の項を削る。

別表第2の1 幹部交番の表中「宇陀警察署」を「桜井警察署」に改める。

別表第2の2の(6)天理警察署の表二階堂交番の項の次に次のように加える。

千代交番	磯城郡田原本町大字千代
三宅交番	磯城郡三宅町大字伴堂
川西交番	磯城郡川西町大字結崎

別表第2の2の(6)天理警察署の表に次のように加える。

大木駐在所	磯城郡田原本町大字大木
鍵駐在所	磯城郡田原本町大字鍵

宮古駐在所	磯城郡田原本町大字宮古
平野駐在所	磯城郡田原本町大字平野

別表第2の2の(7)桜井警察署の表大福交番の項の次に次のように加える。

榛原駅前交番	宇陀市榛原萩原
--------	---------

別表第2の2の(7)桜井警察署の表に次のように加える。

古市場駐在所	宇陀市菟田野古市場	
松井駐在所	宇陀市菟田野松井	
高井駐在所	宇陀市榛原高井	
天満台駐在所	宇陀市榛原天満台西3丁目	
大野駐在所	宇陀市室生大野	
三本松駐在所	宇陀市室生三本松	
室生駐在所	宇陀市室生	
曾爾駐在所	宇陀郡曾爾村大字今井	
御杖駐在所	宇陀郡御杖村大字菅野	
小川駐在所	吉野郡東吉野村大字小川	
高見駐在所	吉野郡東吉野村大字木津	
大幹部交番 宇陀	所所在地	宇陀市大字陀迫間
	内原駐在所	宇陀市大字陀内原

別表第2の2中(8)宇陀警察署の表及び(9)田原本警察署の表を削り、(10)を(8)とし、(11)から(13)までを2ずつ繰り上げ、(11)の次に次の1表を加える。

(12) 吉野警察署

名	称	位	置

下 瀧 交 番	吉野郡大淀町大字下瀧
土 田 駐 在 所	吉野郡大淀町大字土田
近 鉄 六 田 駅 前 駐 在 所	吉野郡大淀町大字新野
今 木 駐 在 所	吉野郡大淀町大字今木
下 市 駐 在 所	吉野郡下市町大字下市
阿 知 賀 駐 在 所	吉野郡下市町大字阿知賀
秋 野 駐 在 所	吉野郡下市町大字仔邑
丹 生 駐 在 所	吉野郡下市町大字長谷
黒 滝 駐 在 所	吉野郡黒滝村大字寺戸
洞 川 駐 在 所	吉野郡天川村大字洞川
川 合 駐 在 所	吉野郡天川村大字川合
署 所 在 地	吉野郡吉野町大字橋屋
吉 野 山 駐 在 所	吉野郡吉野町大字吉野山
新 子 駐 在 所	吉野郡吉野町大字新子
三 茶 屋 駐 在 所	吉野郡吉野町大字三茶屋
宮 滝 駐 在 所	吉野郡吉野町大字宮滝
竜 門 駐 在 所	吉野郡吉野町大字平尾
大 滝 駐 在 所	吉野郡川上村大字大滝
迫 駐 在 所	吉野郡川上村大字迫
柏 木 駐 在 所	吉野郡川上村大字柏木
河 合 駐 在 所	吉野郡上北山村大字河合
池 原 駐 在 所	吉野郡下北山村大字下池原
寺 垣 内 駐 在 所	吉野郡下北山村大字寺垣内

---

別表第2の2(14)吉野警察署の表及び(15)中吉野警察署の表を削る。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年3月4日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成26年3月3日から施行する。

(奈良県留置施設視察委員会に関する規則の一部改正)

- 2 奈良県留置施設視察委員会に関する規則（平成19年5月奈良県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「警務部警務課長」を「警務部留置管理課長」に改める。

第4条第2項中「警務部警務課」を「警務部留置管理課」に改める。